

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第10条の6第6項
処 分 の 概 要：保管に係る銃砲に関する措置命令
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め：銃砲刀剣類所持等取締法第9条の7第3項（教習用備付け銃に関する措置命令）、第10条の4第1項（銃砲の保管）、第10条の6第6項
処 分 基 準：当該銃砲の保管が法第10条の4第2項又は第3項に違反している場合は、法第11条第1項第1号の規定により許可の取消しを行う場合を除き、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべき旨の命令を行うものとする。 その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、所持者が通常受認すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：